

○守山市空き家活用推進補助金交付要綱

平成29年4月1日

守山市告示第141号

(目的)

第1条 市長は、市内における空き家の活用を図ることにより、住環境および景観の悪化を未然に防止し、もって地域コミュニティの維持および活性化に資することを目的として、空き家を公益性の高い施設として活用するために改修等を行う際の経費に対して、予算の範囲内において守山市空き家活用推進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、守山市補助金等交付規則(昭和53年規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

1年以上、居住者または利用者が確認されておらず、かつ賃貸用または売却用としても流通されていない建築物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるその建築物

(2) 公益性の高い施設

次のいずれかに該当し、かつ10年以上の継続的な活用が担保される施設

ア 地域活性化に資する観光交流施設

イ 子育て支援および高齢者の居場所づくりに資する施設

ウ 自治会等の活動拠点および多世代交流施設

エ 共同仕事場(複数の利用者が、各々の独立した仕事を共同で利用する場)に資する施設

オ アからエまでのいずれかに準ずると市長が認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 公益性の高い施設として活用するために、次条に規定する補助対象建築物を改修する事業であること。

(2) 申請日の属する年度の3月16日までに完了する事業であること。

(3) 本市の地区計画が定められている地区における空き家に対する事業である場合は、

地区計画の担当部署に届出を行い、審査結果の通知を得られている事業であること。

(4) 本市の開発および建築にかかる担当部署に必要な資料を準備のうえ、事前相談し、許可および確認が必要であると判断された場合については、許可証の交付が得られている事業であること。

(5) 同一年度において国、県または市の他の制度による補助を受けない事業であること。

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物は、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 本市の区域内に存する空き家で、過去に適法に建築された建築物であること。

(2) 申請時点において、所有権等を有する者が明らかな建築物であること。なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第1号に規定する用途への活用を申請する場合は、申請者が所有権を有する建築物であること。

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。

(4) 国または地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して同種類似の補助を受けていない建築物であること。

(5) 国または地方公共団体が所有する建築物でないこと。

(6) 不動産業を営む者またはこれと同等と認められる者が所有する建築物でないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象建築物の所有者または補助対象建築物を賃借しようとする者(国、地方公共団体その他の公的機関を除く。)であって、当該建築物を改修する権利を有するものであること。

(2) 過去にこの要綱の補助金の交付を受けたことがない個人または団体

(3) 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱(平成23年告示第17号)第1条に規定する特定滞納者でない個人または団体

(4) 市ホームページへの掲載など、市の広報において事例として紹介することを了承する者

2 前項第4号に基づく了承について、補助対象者が所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。なお、複数所有者がいる場合については、全員の同意を得なければならない。

(関係権利者の同意)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)が補助対象建築物

の所有者以外の者である場合は、申請者は、補助対象事業の実施に係り当該建築物の所有者の同意を得なければならない。

2 前項の場合であって、補助対象建築物における所有者が複数の場合は、全員の同意を得なければならない。

3 申請者が補助対象建築物における所有者の一人である場合は、補助対象事業の実施に係り他の所有者全員の同意を得なければならない。

(改修工事施工者の要件)

第7条 第3条の補助対象事業における改修工事の施工にあたっては、施工者は本市の区域内に本店または主たる事務所を置いている者(個人の事業者を含む。)でなければならない。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りではない。

(補助対象費用)

第8条 補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補助対象建築物の改修に要する費用(設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量、試験費)とする。

2 申請者が第3条の補助対象事業において自ら改修工事を行う場合は、補助対象費用は材料費および専門工事業者へ支払う費用とする。

3 補助対象事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含まれない。

(補助金の額)

第9条 前条の補助対象費用の合計額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を補助金の額とし、400万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第10条 申請者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 守山市空き家活用事業計画書(事業報告書)(別記様式第1号)

(2) 固定資産税の評価証明書等で建築年月および面積のわかるもの

(3) 案内図、設計図、改修計画図その他改修方法を示す図書(設計者等の記名または押印があるものに限る。)

(4) 補助対象費用の分かる内訳明細書

(5) 補助対象建築物の所有権等が分かる書類(未登記の場合は、名寄台帳または固定資産税納税通知書の写し)

(6) 補助対象建築物が過去に適法に建築されたことがわかる書類

(7) 審査結果の通知を受けていることが証明できる書類(地区計画が定められている地区に対する改修工事に限る。)

(8) 都市計画法上、許可されたことが証明できる書類

(9) 建築基準法の規定に基づく確認済証(必要な場合に限る。)

(10) 誓約書(別記様式第2号)

(11) 土地利用等に係る承諾書(申請者が補助対象建築物の所有者でない場合または所有者が複数存在する場合に限る。)

(12) その他市長が必要であると認める書類

2 前項の申請は、毎年度4月1日以降、かつ、当該改修等に係る工事の着工前に行わなければならない。

(補助金の交付決定および通知)

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、条件を付して守山市空き家活用推進補助金交付決定通知書(別記様式第3号。以下「決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、守山市空き家活用推進補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、前条第1項の規定による決定通知書を受け取った日から14日以内に限り補助金交付申請を取下げることができる。

2 補助金交付申請を取下げようとする者は、守山市空き家活用推進補助金交付申請取下げ届出書(別記様式第5号)により市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による取下げがあったときは、前条第1項に定める補助金交付の決定を取消すものとする。

(補助対象事業の変更)

第13条 補助決定者は、第10条に基づく交付申請内容を変更しようとするときは、速やかに守山市空き家活用推進補助金交付申請内容変更承認申請書(別記様式第6号)に変更内容のわかる資料を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは速やかに審査し、その結果を守山市空き家活用推進補助金交付申請内容変更承認(不承認)通知書(別記様式第7号)により申請者に通知す

るものとする。

3 市長は、前項の審査で承認する場合において、交付決定額に変更が生じるときは、併せて守山市空き家活用推進補助金変更交付決定通知書(別記様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止)

第14条 補助決定者は、事情により補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに守山市空き家活用推進事業中止届出書(別記様式第9号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による中止の届出があったときは、第11条第1項に定める補助金交付の決定を取消すものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助決定者は、第11条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けたときは、守山市空き家活用推進補助金交付額確定通知書を添えて、守山市空き家活用推進補助金交付請求書(別記様式第10号)により市長に請求するものとする。

(概算払)

第16条 市長は、前条の規定による補助金交付請求があったときは、規則第13条第2項の規定に基づき、概算払いにより交付する。

(実績報告)

第17条 規則第11条に規定する補助対象事業等実績報告書(以下「報告書」という。)の提出期日は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を超えない日または3月16日のいずれか早い日とする。

2 規則第11条に規定する市長が別に定める書類(報告書に添付すべき書類)は、次に掲げるものとする。

- (1) 守山市空き家活用事業完了報告書(別記様式第11号)
- (2) 設計・工事請負契約書の写し(自ら施工した場合は除く)
- (3) 改修平面図(最終変更後のもので改修箇所がわかるものに限る。)
- (4) 工事写真(改修する前後が確認できるもの)
- (5) 領収書の写し(設計、工事その他補助対象費用に係るものすべて)
- (6) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、補助対象事業が適正に行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、守山市空き

家活用推進補助金交付額確定通知書(別記様式第12号)により速やかに補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査で不備が認められた場合は、期限を定めて守山市空き家活用推進事業完了審査結果不備事項是正通知書(別記様式第13号)により補助決定者に通知するものとする。

3 前項の通知を受け取った補助決定者は、是正期限までに是正を行い、当該是正期限から起算して7日以内に守山市空き家活用推進事業完了審査結果不備事項是正完了報告書(別記様式第14号)により市長に報告するものとする。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) 第12条第2項に基づき、交付申請が取下げられたとき。

(5) 第14条第1項に基づき、事業の中止が届けられたとき。

(6) この要綱の規定またはこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、守山市空き家活用推進補助金交付取消通知書(別記様式第15号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、守山市空き家活用推進補助金返還命令書(別記様式第16号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第21条 市長は、補助決定者に対して、公益性の高い活用が図られるよう必要な指導および助言をすることができる。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月1日から施行する。

(評価検証時期)

2 規則第16条第2項に規定する検証の時期は、令和8年3月31日とする。

付 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第1号

守山市空き家活用事業計画書（事業報告書）

1 事業名（ ）

2 補助対象建築物について

補助対象建築物の所在地	
補助対象建築物の所有者	
補助対象建築物の現況（宅地 など）	

3 事業費（※消費税および地方消費税を除く。）（単位：千円）

区 分	(1) 空き家の改修に要する経費
総事業費	
(内訳) 1 設計費	
2 本工事費	
3 付帯工事費	
4 機械器具費	
5 測量、試験費	

4 事業スケジュール

着工（予定日）	完了（予定日）

5 連絡先 ※（ ）は、該当がある場合のみ記入

(団体名等)			
(役職)・氏名			
TEL		FAX	

6 運営計画

- (1) 運営主体 ()
 (代表者:)
 (連絡先:)

※団体の場合は、その団体が分かる資料を添付すること。

- (2) 運営形態 (『 』)

目的	
概要	

- (3) 収支計画

年度	歳入		歳出	
	計		計	
	計		計	
	計		計	

	計		計
	計		計
	計		計
	計		計
	計		計

様式第2号

守山市長

あて

誓約書

守山市空き家活用推進補助金の申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 今回改修等を行う空き家については、交付申請日から遡って1年以上居住者または利用者がなく、かつ、売却用または賃貸用として流通していない建築物であること。
- 2 守山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でなく、今後もなり得ないこと。
- 3 補助対象事業完了後10年が経過するまでの間において、交付に係る要件を欠くこととならないように努めること。
- 4 補助対象事業完了後10年が経過するまでの間において、当該建築物を除却し、または今回改修工事を行った部分について著しい改修等を行わないこと。
- 5 当該建築物が昭和56年5月31日以前に着工された建築物である場合は、耐震性に配慮するように努めること。
- 6 当該建築物の活用にあたっては、地域の良好な生活環境の維持と周辺環境との調和に留意するように努めること。
- 7 補助対象事業完了後10年が経過するまでの間に当該建築物を売却する場合は、買い受ける者が残り期間について、3および4を遵守する旨、契約書等に明記すること。

年 月 日

申請者の氏名^{ふりがな}

(法人その他の団体にあつては、名称および代表者名)

様式第3号

守 第 号
年 月 日

様

守山市長

印

守山市空き家活用推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市空き家活用推進補助金について、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

(単位：千円)

事業名	
交付決定建築物の所在地	
総事業費	
交付決定額	

様式第4号

守 第 号
年 月 日

様

守山市長

印

守山市空き家活用推進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市空き家活用推進補助金について、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由

様式第5号

年 月 日

守山市長

あて

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

守山市空き家活用推進補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった守山市空き家活用推進補助金について、下記のとおり申請を取り下げたいので、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第12条の規定により届出します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）後の措置

様式第6号

年 月 日

守山市長

あて

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

守山市空き家活用推進補助金交付申請内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった守山市空き家活用推進補助金について、下記のとおり事業計画を変更したいので、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

様式第7号

守 第 号
年 月 日

様

守山市長

印

守山市空き家活用推進補助金交付申請内容変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった守山市空き家活用推進補助金について、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定内容 承認 ・ 不承認

- 2 理由（不承認の場合）

様式第8号

守 第 号
年 月 日

様

守山市長

印

守山市空き家活用推進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった守山市空き家活用推進補助金について、下記のとおり、交付申請額に変更が生じたので、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第13条第3項の規定により、交付決定の変更を通知します。

記

変更交付決定額
(変更前)

円
円)

様式第9号

年 月 日

守山市長

あて

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

守山市空き家活用推進事業中止届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった守山市空き家活用推進補助金について、下記のとおり申請した事業を中止したいので、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第14条第1項の規定により届出します。

記

1 事業名

2 中止（廃止）の理由

様式第 10 号

年 月 日

守山市長

あて

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

守山市空き家活用推進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった守山市空き家活用推進補助金について、下記のとおり交付されるよう、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

記

1 金 円

2 補助金の振込先

金融機関	
支 店	
預金種別	
口座番号	
口座名義 (交付決定者本人)	(フリガナ)

様式第 11 号

年 月 日

守山市長

あて

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

守山市空き家活用事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった守山市空き家活用推進補助金について、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第17条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 設計・工事請負契約書の写し（自ら施工した場合は除く。）
- (2) 改修平面図（最終変更後のもので改修箇所がわかるものに限る。）
- (3) 工事写真（改修する前後が確認できるもの）
- (4) 領収書の写し（設計、工事その他すべて）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

様式第 12 号

守 第 号
年 月 日

様

守山市長

印

守山市空き家活用推進補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった守山市空き家活用推進補助金について、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

補助金確定額

円

様式第 13 号

守 第 号
年 月 日

様

守山市長

印

守山市空き家活用推進事業完了審査結果不備事項是正通知書

年 月 日付けで実績報告のあった守山市空き家活用推進補助金について、不備事項がありましたので、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり是正を通知します。

記

1 不備事項（是正事項）

2 指示内容

守山市空き家活用推進事業完了審査結果不備事項是正完了報告書を 年 月 日までに提出してください。

様式第 14 号

年 月 日

守山市長

あて

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

守山市空き家活用事業完了審査結果不備事項是正完了報告書

年 月 日付け 第 号で是正の通知があった守山市空き家活用推進補助金について、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第18条第3項の規定によりその是正が完了したことを関係書類を添えて報告します。

記

- 1 是正事項

- 2 対 応

- 3 関係書類（必要な場合のみ）

様式第 15 号

守 第 号
年 月 日

様

守山市長

印

守山市空き家活用推進補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した守山市空き家活用推進補助金について、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第19条第1項および第2項の規定により、下記のとおり守山市空き家活用推進補助金交付決定の（全部・一部）を取り消したので通知します。

記

1 取消の内容 (全部 ・ 一部)

()

2 取消の理由

()

様式第 16 号

守 第 号
年 月 日

様

守山市長

印

守山市空き家活用推進補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した守山市空き家活用推進補助金について、守山市空き家活用推進補助金交付要綱第20条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

交付決定額 (確定金額)	円
返還請求額	円
返還理由	
返還期日	年 月 日まで
返還方法	

別記様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号

様式第 8 号

様式第 9 号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

様式第13号

様式第14号

様式第15号

様式第16号